

## 宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和元年12月20日(金)  
午後1時30分から審議終了まで  
場 所 県庁9号館933号室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) ボンベルタ橘の変更に係る届出について
- (2) ブックスミスミ都城店の新設に係る届出について
- (3) イオン多々良ショッピングセンターの変更に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和元年度 第5回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和元年12月20日(金)  
午後1時30分から午後3時まで

出 席 金谷委員、川添委員、嶋本委員、  
関戸委員、高橋委員、小島委員、  
相馬委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) ボンベルタ橋の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 宮崎市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
E委員	夜間の騒音の最大値が基準値をオーバーしている。こういった商業地域での24時間営業化の場合、保全すべき住居とはどういったものをいうのか。例えば、パチンコ店の2階に従業員の休憩スペースがある場合などはどうなのか。
事務局	騒音の予測地点とする住居とは、騒音評価する時点で人が住んでいる場所と考えている。例えば、その場所に住民票を持って住んでいると確認できるような場合などである。
B委員	現時点で、24時間営業するテナントは決まっているのか。テナントによって、与える影響は異なってくるのではないかと思う。
事務局	設置者へ確認しているが、設置者からは、「様々な相手と交渉中である」という回答しか得られていない。
F委員	ボンベルタ橋の全館で、24時間営業できるようにする届出であるという理解でよいか。
事務局	そのとおりである。全館で24時間営業した場合の騒音評価、交通量解析等が行われている。
F委員	駐車場を利用できる時間帯が24時間であるため、駐車場の監視も24時間体制で行われるということか。
事務局	そのとおりである。
E委員	契約駐車場が周囲にあるが、契約駐車場での夜間騒音等の評価は行わなくてよいということでもよろしかったか。

- 事務局 法令の取扱い上、騒音評価を行わなくてよいこととなっている。
- F委員 届出書にBGMとあるが、これはどこで流れるのか。24時間流れるのか。
- 事務局 立体駐車場内にあるスピーカーから流れるもので、午前9時から午後11時までとなっている。現状から変更はない。
- E委員 地元説明会における住民からの質疑にもあったが、入店するテナントは全く決まっていないのか。特徴的な遊技場などが入る可能性はあるか。「たまり場になるのではないか」という住民の方の懸念は十分理解できる場所である。
- 事務局 設置者へ確認しているが、設置者からは、「様々な相手と交渉中であり、決まっていない」という回答しか得られていない。住民の方の懸念に対しては、設置者は、駐車場内の死角をなくす、従業員や警備員による巡回を行うなどの防犯上の対応策を届け出ており、適切に対応されるものと考えている。
- C委員 交渉がうまくいかなかったなどの理由で、24時間営業する店舗が入らないという可能性もあるのか。入らない場合、今回の届出はどうなるのか。
- 事務局 現時点では、24時間営業を行うということで届出を受け付けている。  
大規模小売店舗立地法の手続としては、営業時間を延長する場合は届出が必要であるが、短縮する場合は届出は不要であるため、24時間営業する店舗が入らない場合でも新たな届出などは必要ない。
- C委員 24時間営業を行うことができるという権利は持ち続けるということか。
- 事務局 そうである。
- C委員 現状で、店舗の営業時間は午後11時までであるが、駐車場はその後も利用できる状態になっているということか。
- 事務局 大規模小売店舗立地法上の小売店舗の来客者のための駐車場利用時間は午後11時30分までとして届け出られているが、それ以降の時間帯も、併設しているホテル利用者などが利用できる状態になっているということである。
- B委員 地元説明会において、併設するホテル宿泊者への影響についての質疑があり、設置者が「現状でも騒音が発生しており影響は少ないため問題ない」という回答をしているが、入店する店舗によっては、来客者が増えたり、やかましい車が走行する可能性もあるため影響は大きいのではないかと思う。
- 事務局 大規模小売店舗立地法上、周辺地域の生活環境の保持について配慮を求める事項として想定しているのは、住民への影響であるため、ホテル宿泊者など、サービス施設利用者ではない。加えて、当該ホテルについては、ボンベルタ橋の併設施設であるため、ボンベルタ橋とホテルとの間で十分検討や対応が図られるべきものと考えている。  
入店する店舗によっては来客者が増え駐車場に入庫する車両は増える可能性は確かにあるが、設置者が「問題ない」と回答しているのは、大規模小売店舗立地法上の騒音評価の手法が、夜間に車両が何台通過するかということではなく、瞬間的な音の最大値で評価するものであり現状と比較して騒音の影響は大きく変化しないという意図であり、捉え方の違いが生じ

ている部分がある。

G委員 この店舗に限らず大型店は、営業時間を延長しサービス力を高める傾向にあるが、働き方改革や温暖化対策などを考えると時代の流れに逆行しているように感じる。

A委員 地元説明会においても質疑がなされたように、住民の方は、入店するテナントが何かということに関心を持たれていることが分かるが、現時点では未定ということで届け出られている。この状態で届出を受理し審議を行うことについては、事務局も私自身も疑問を提示したところだが、行政手続法上、受付を拒否できるものではないという結論に至っている。

本日、事務局が設置者と十分調整を行い確認等行った事項について報告を受け、これまでと同様に、騒音等の周辺環境への影響について質疑応答を行ってきたところであるが、審議会としての意見のまとめに入ってもよろしいか。

A委員 意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

A委員 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

全委員 （異議なし。）

A委員 それでは、そのように知事に答申することとする。  
ありがとうございました。

## (2) ブックスミスミ都城店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 都城市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

E委員 廃棄物保管庫の容量について、24時間営業など、営業時間の長さによって必要となる容量に違いが生じるのか。

事務局 店舗面積によって廃棄物保管庫の容量の指針値が定められているため、営業時間の長さは関係しない。

C委員 都城市の留意事項にある踏み間違いによる事故防止策、車止めの設置について、設置者は対応すると言っているのか。設置を強制することはできないということか。

事務局 これから、県の留意事項として設置者へ通知するため、設置者がどのような対応をするかは確認できていない。車止め等の設置の検討を促すのみで強制はできないと考えている。

C委員 今後、都城市は、新設の届出の度にこの留意事項を出すのか。

事務局	今回の店舗は、都城市に新設される店舗の中でも比較的面積が大きいためではないかと考えているが、これから、新設の届出の度に出すかどうかは確認できていない。
F委員	都城市の条例に緑化の必要性が規定されている。届出書に「緑化なし」として記載されているのはいかがなものかと思う。都城市から留意事項等が出されていないこともいかがなものかと思う。
事務局	前回の審議会においても同様の御意見をいただいております。今後の取扱いを検討しているところである。今回の店舗については、事前協議の段階から、設置者へ美しい宮崎づくり推進条例の趣旨と緑化の検討を促したところである。引き続き、検討を促していきたいと考えている。
A委員	他に何か意見、質問等はないか。  意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

(3) イオン多々良ショッピングセンターの変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 延岡市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地市内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
C委員	新設するフィットネス施設については審議事項でないということによいか。
事務局	小売店舗でないため、大規模小売店舗立地法の対象ではない。
D委員	今回の審議事項ではないのかもしれないが、新たな駐車場は、荷さばき施設に隣接している。荷さばき車両と来客車両との交錯などの安全面は問題ないと判断したのか。
事務局	その点については、荷さばき車両の軌跡図を提出させ、来客車両と交錯しないことを確認している。
A委員	他に何か意見、質問等はないか。  意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と)知事に答申してよろしいか。
全委員	(異議なし。)
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

---

## 5 閉会